

Title	歴史の中の親族と儀礼： 中国貴州省東南部ミャオ族の支系「ガノウ」人の祖先祭祀をめぐって
Sub Title	A case study of southeast Guizhou province, in the perspective of 'regional history' and agency
Author	陶, 冶(Tou, Ya)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学： 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.62 (2006.) ,p.121- 137
JaLC DOI	
Abstract	The instance of Ganou, being a branch of Miao in southwest China provide us an opportunity to explore kinship constitution and ancestor ritual, which is grounded on the process from non-state society to the stage of state periphery. In this paper, some discords in the kinship ideology of agnatic descent in Ganou's community are drawn out to be into consideration, which is separated from the kinship organization, and a few observations are concentrated on the concerning between segmentary line age and plural object of worship or instrument in ritual in village community. The analysis here is generally based on the context of ethnic conceptions and enlightened by the theory of human agency, as may lead to a complacent accounting for Ganou's ancestor ritual which is full of individually anomalous' behavior. Thus, a kind of historical and 'individual' perspective would be expanded for the research of kinship and ritual.
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000062-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歴史の中の親族と儀礼

—中国貴州省東南部ミャオ族の支系「ガノウ」人の祖先祭祀をめぐって—

Kinship and Ritual of Miao in China

—A Case Study of Southeast Guizhou Province, in the Perspective of
'Regional History' and Agency—

陶 治*

Tou Ya

The instance of 'Ganou' being a branch of Miao in southwest China provide us an opportunity to explore kinship constitution and ancestor ritual, which is grounded on the process from non-state society to the stage of 'state periphery'¹. In this paper, some discords in the kinship ideology of agnatic descent in Ganou's community are drawn out to be into consideration, which is separated from the kinship organization, and a few observations are concentrated on the concerning between segmentary lineage and plural object of worship or instrument in ritual in village community. The analysis here is generally based on the context of ethnic conceptions and enlightened by the theory of 'human agency', as may lead to a complacent accounting for Ganou's ancestor ritual which is full of 'individually anomalous' behavior. Thus, a kind of historical and 'individual' perspective would be expanded for the research of kinship and ritual.

一. はじめに

1. 単系出自集団理論への批判と中国研究

ラドクリフ＝ブラウン (A. R. Radcliffe-Brown) に始まりフォーテス (M. Fortes) などに至る単系出自理論は、1960年代に入ってからリーチ (E. R. Leach) やシェフラー (H. W. Scheffler) などによって、社会変動と個人的要因を無視することや親族イデオロギーと親族組織を混同させたことについて、批判が浴びられた (田中 2004: 797)。人類学の親族研究には、その後いろいろな動きがあった。特に「未開」社会に対して、長い歴史をもつ中国のような「文明」社会におけるリネージに関する研究では、フリードマンが高度的に階層化した父系出自集団、いわゆる宗族の内部における共同財産と、共同祖先を祀る祠堂による分節の不均等・非対称な特徴に着目した (Freedman 1958)。また、歴史的な観点を重視した研究や地域史的な研究があり (Ebrey & Watson 1986)、宗族とその分節原理を民俗概念の「家」と「房」の文脈で説明し理解すべきだと提起する説 (陳 1990) も注目された。近年では、瀬川昌久は中国東南部における宗族の復興現象に着目する試みがあり (瀬川 2004)、また宗族とその地域性を比較の視点で清朝から近代国家に至るプロセスに置いて、東南部の社会組織の特徴を、中国特有の漢民族の文化と社会

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程 (文化人類学)

の一要素として捉える傾向も見られる (Cohen 2005)。

2. 「国家無き社会」における分節リネージ

単系出自理論ではアフリカのヌーア人の社会、いわゆる「国家無き社会」を、均質の分節と平等の地位からなるリネージによって構成されると捉えた研究も生まれたが (Evans-Pritchard 1940)、いろいろな反論が出た。その中で、理論上は、①親族関係の実態を無視しモデルを作り、リネージ関係を親族関係自体以上の構造的な重要性に帰結した、②経験的な人間のカテゴリーを全体性に帰結する、③総体システムの下部システムの間には機能的な働きを仮定するという批判があった (Holy, 1996: 89)。ヌーア人の社会における紛争の表面的な解決としては、簡略化した平等主義に関する議論と、リネージ、縁組そしてリーダーシップの連帯に対する描写の概念的跳躍の間には、微妙な断裂があるという疑問が出された (Hill, 2004: 676)。いずれにせよ、そのような分節リネージシステムは、人類学者の分析モデルに限られており、現地行為者の「現実な社会的プロセスを反映しない」(Holy, 1996: 89) ため、「国家無き社会」における社会集団間の紛争に対しては、行為者「Agency」を「構造」の社会分析の間に置いて、その「個人的自主性」を強調する (Hill 2004: 675-676) アプローチも出現した。

本稿では、「国家無き社会」であったミャオ族で親族概念を、エージェンシ概念を考慮しながら再考する。

3. 苗族の「鼓社」と「房族」について

ミャオ族では、「鼓社」とは、中国貴州省東南部、南部と広西北部において、ミャオ族内部の血縁関係に基づいて祖先祭祀を行う祭祀組織であり、歴史上の生産、生活の基本単位であった (岑 1993: 36-37)。また「鼓社」について、伍新福は、ミャオ族の祖先は中国南西部に遷移する時に、宗族と支系ごとに、木鼓を用意して行動し、定住の後に成立したと捉えた (伍 2000: 226-227)。「鼓社」に「議榔」(慣習法) と「理老」(長老) をあわせてミャオ族の社会の三大支柱とする説 (廷・酒 1981) や、「鼓社」内部の構成を注目しその執法の機能を強調する研究もあった (徐 2000: 51-54)。しかし、「鼓社」の用語自体が「あまり定着していない」という指摘があり (鈴木 2002: 56)、「鼓社」の構成要素であるミャオ族の親族組織に関する具体的な状況も触れられていなかった。

ミャオ族の親族組織に関する専門的研究は少ないが、具体的な研究として、家族の形態が主に核家族のために親族組織が発達していない (凌・芮 1947: 56) とされ、漢姓と漢民族の宗族制度の「五服」観念の基準に基づいて分析した (殷 2001: 141-144) ものもある。一般論としては、漢民族の「房族」の観念を借用し、漢民族のように房長や族長がいないので、「象徴的社会組織」に属し、「房族」の上に上部親族組織があるのだという議論もあった (岑 1993: 38)。その特徴は、①特定の親族範囲内の婚姻禁制、②同姓採用による集中的住居、そして共同財産をもつ、③特定の親族範囲内における生産生活活動の互助、④特定の親族範囲内における共同の特別な禁忌と違反による処罰などであると論じられた (岑 1993: 38-39, 伍 2000: 378-380)。

また、ミャオ族の親族組織を、その命名方法と親族組織との関連を着目し、共通遠祖を認識して祖先祭祀の儀礼を行う氏族 (クラン) であり、村落レベルの同姓採用であり、財産所有と相続の単位のレベルでもであると論じた研究はある (上野 1997: 135-136)。

中国ミャオ族の親族規制は父系出自理念に基づいているが、その組織の様態は地域によって多様であ

る。それぞれの地縁的組織にも関わり、伝説や民俗的な観念があり、近代には、中央王朝などの政権との接触のプロセスの中で、各地ごとに父系出自の理念と、親族集団の範囲と分節のあり方、そして関連する儀礼には、いろいろな特性が見られる。したがって、ミャオ族の親族組織を、民俗観念に基づいて、具体的な歴史的過程の中に置き、その存在現状を考察する余地はあると考えられる。

4. 本論の要旨と目的

以上のような学説史の整理と関連する研究の検討を踏まえて、本論では、中国貴州省東南部雷山県の南西部都柳江上流地域に分布する、自称「ガノウ」、いわゆる「短裙苗」ⁱⁱと呼ばれるミャオ族の一支系を対象にして、彼らの共同始祖の認識に基づいて村落を越えて行われる祖先祭祀の単位「チンニュー」(clan)と、村落社会における父系親族集団の「ゼ」(lineage)とその分節を、彼らの独特な歴史・政治的な過程での各種の組織形式に着目し、祖先祭祀とさまざまな行事に関連する崇拜物や道具とともに考察する。

二．「地方史」における国家と親族

1. 「国家無き社会」における地縁と血縁

『雷山県誌』(1992: 106)によって、雷山県の南西部都柳江上流地域に分布する自称「ガノウ」(短裙苗)の支系が該当地域に移住したのは、紀元12世紀半ば(中国南宋初年)であったと推定できる。紀元14世紀後半(明王朝)から1729年まで、雷山地区は「管外苗族地区」と称され、王朝国家による行政機関が設置されず、「自治自理地区」であり(『雷山県志』1992: 44, 109-110)、いわゆる「国家無き社会」であった。その期間は通算約360年間である。

その時代には、該当地域社会は、ミャオ族を主幹である23個ⁱⁱⁱの互いに独立単位の「チャンフン」(漢訳「講方」或いは「自然地方」)によって形成され、各「チャンフン」の下にはいくつかの「ガン」(自然村落、漢訳「寨」)が含まれる。「チャン」というのは、「一つの組織単位」或いは「一回」の意味である。「チャンフン」と「ガン」の首領は各々に「ルフン」(漢訳「方老」)と「ルガン」(漢訳「寨老」)と呼ばれ、「チャンフン」と「ガン」における一般の事務は「ルフン」と「ルガン」によって処理される(『雷山県志』1992: 109)。それから、刑罰と社会治安の管理は、チャンフンの範囲で、「フェラン」(漢訳「地方榔頭」)という役目があり、自然村落ガンにおいて、その役目が「リ」と呼ばれる(『雷山県文史資料之六』2005: 6-7)。土地森林と婚姻などの民事紛糾の調停するには、各村落ガンにおいて、「リル」(漢訳「理老」)と呼ばれる役目もある。「ルフン」、「ルガン」、「フェラン」、「リ」は、それぞれ民主的に選挙され、それぞれの責務に尽くし、彼らは日常的な生産労働に離れない。「リル」は一般的に村社会の民事の事務で自然に生み出し、能弁かつ威信が高い人物である。チャンフンでは、規約成立のために「ゴウラン」(漢訳「議榔」^{iv}或いは「埋岩会議」)という行事を行う。行事において、「ルフン」と各村の「ルガン」によって規約の条目を制定し、衆人の前に唱え、そして酒と鶏を捧げ、牛を殺して分食し、岩石を埋めることもある^v。その行事は、一般的に一年間で一回を行い、社会が安定する場合には何年間で一回でも構わない、軍事行動や重大災害などの緊急事態が発生したらつねに召集するという(『雷山県志』1992: 109-110)。各「チャンフン」は独立な単位として、その規約や刑罰などが別々であり、同じ精霊を祀る儀礼でも「チャンフン」によって相違するところがあり、農業生産や節日などの行事もそれぞれに決定される。現地語において、「フング」(地方規約)、「フンリ」(地方道理)、「フンシャン」(地方の宗教的職能者)^{vi}と

いう言い方もある（『雷山県文史資料之六』2005: 7-8）。

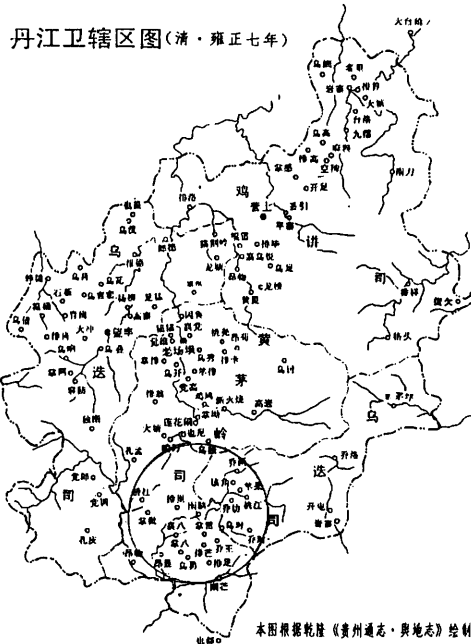
「チャンニュー」というのは、直接に共同の祖先を祭祀する集団で、外婚単位として、貴州省東南部に居住するミャオ族の各支系において伝統的には同じく存在する社会組織である（『雷山県志』1992: 110, 鈴木・金丸 1985: 58-78, 鈴木 1985: 232-246, 1999: 303-305, 2002: 56-58）。「ニュー」というのは「鼓」の意味で、祖先祭祀の儀礼は「ノンチャンニュー」或いは「ノンニュー」と呼ばれ、13年ごとに一回を行い、「チャンニュー」ごとに行う年が異なる。「ノンニュー」の行事は「チャンフン」の範囲に限らず、同じ「ニュー」に属する人々は別々の村の「ガン」に居住していても、同時に行事する。逆に同じ村「ガン」に居住しても同じ「ニュー」に属していないと、行事に参加しても客人として別の枠となる。雷山県における「ガノウ」人の場合には、一般的に、その「チャンニュー」は、同じ「ニュー」に属する1個或いはいくつかの村で組成していた（李 1991: 16）が、今日では、「ノンニュー」の行事はほとんど行われない^{vii}。「ノンニュー」の行事を主催する役目は、「フニュー」（漢訳「鼓頭頭」）と呼ばれ、貴州省東南部ほかの支系のミャオ族の場合に世襲するのが半数であるが、雷山県の「短裙苗」の場合には、一般的に村人の選挙によって村ごとに三人選ばれ、連続選出はできないとする（李 1991: 17-20）。「フニュー」の当番の期間において、「ノンニュー」の行事以外に、毎年のお正月などの村集団的な行事には、一部の責任を負うので、「ルガン」から村の公共畑の一組を配られ、その収穫は一連の行事における客人の招待などの公共費用の一部にあてる（『雷山県志』1992: 110, 『雷山県文史資料之六』2005: 10）。

2. 「国家縁辺」^{viii} 社会における「秩序」と特殊政策

雷山県地域においては、1729年清帝国の「新疆六庁」の成立と人口絶滅を目的とする軍事行動によって、「チャンフン」は崩壊した（『雷山県文史資料之六』2005: 11）。その以後、1741年より「衛」と「土司」を利用して、「屯堡」を統制して「ガノウ」人の村を管理し始めた。その体制は約170年間継続した（『雷山県志』1992: 1）。当時の清帝国による南西部の「土司」というのは、首領が世襲する軍政合一の国家行政単位であったが、18世紀初頭から各地で政府によって直接に任命される「流官」の制度へ移行し始めた。「屯堡」というのは、当時の国家による南西部に漢族を移民させる駐屯地であった。その時、「ガノウ」人（「短裙苗」）の村「ガン」においては、戸籍と「牌甲」が整備され始めたが、当時の清帝国の南西部地区全体に向ける「改土帰流」という政策とは背馳して、世襲の土司首領が設けられ始めた。それによって、本来の「ルガン」、「フニュー」などによる「郷約」体制を通して（『雷山県志』1992: 174）、清王朝による国家統治が行われたが、間接的であった（地図1）。

1914年の中華民国による県政の建立に至るまでのその約170年間においては、その地域のミャオ族による蜂起と清政府による大規模な軍事鎮圧が7回ほどあった。その後1736年より、ミャオ族の村はすべての税収が免除する「永不征収」の命令を出し、1823年は境外の人によって境内（丹江庁轄区）のミャオ族の村に進入することを禁じる命令がだされたこともあった（『雷山県志』1992: 8-11）。

つまり、軍事鎮圧に基づいた清帝国による間接な統治によって、本来の国家無き「チャンフン」という自治体制は崩壊して、「衛」、「土司」、「屯堡」によって、「短裙苗族」の村「ガン」に対して圧力をかけるが、村「ガン」における「ルガン」と「リ」を主幹とした治安と秩序の体系は保留されていた。特に、村「ガン」の範囲を超えた議事会議のような「ゴウラン」の習慣と、村「ガン」の範囲を超えた親族組織でクラン（clan）にあたる「チャンニュー」と祖先祭祀の行事「ノンニュー」は、破壊されていなかった。



地図1 清朝雷山地区行政(○調査地範囲)
出典: 1992『雷山県志』貴州人民出版社

三. 父系出自の理念

1. 父子連名と漢姓

18世紀半ばから清による雷山県地域における戸籍の整備に伴い、「ガノウ」人の「短裙苗」の社会には、本来の名の同音の漢字を使って漢族の命名法のように姓名を名乗り記録することが押し付けられた。「ガノウ」人(「短裙苗」)の本来の命名方法は、姓がなく、子供の名前の後に父親の名前そして祖父の名前をつけてつづる、いわゆる「父子連名制」である(『雷山県志』1992: 107)。そのような代々尻取りの命名法は、本来文字がもたないミャオ族にとっては、代々の男性祖先を通して家系を記憶する手法であり、彼らの深い系譜意識を支えている。そして、父子連名制によって、男性祖先の名前を遡ることができるために、共同の祖先を祭祀する儀礼に参加する親族の範囲と外婚集団の範囲が確認できるようになる。「ガノウ」人(「短裙苗」)の場合には、父子連名によって27世代の祖先までに記憶されることがある(李1991: 3, 『雷山県志』1992: 106)。

ところが、村落社会において、今日ではミャオ名と漢名は両方とも使われている。漢姓によって同じ親族単位に属するかどうかは弁別できない。本来のミャオ名の同音の漢字を使って漢姓を導入されるときに、ミャオ族名を間違っ漢姓に付会された例は少なくなかった(『雷山県志』1992: 107)。例えば、本来の兄弟二人の「ツァオ・シャ・リ」, 「ワン・シャ・リ」という子・父・祖父の名のつづるミャオ名が、それぞれ「張蝦裏」, 「王蝦裏」と登録されてしまっ、その後の戸籍家系が「張」と「王」という漢姓によって続く。しかしながら、村落社会の日常的な生活において、よく使うのはミャオ族の父子連名である。漢字の姓名は学校教育や対外の場合に用いられる。漢名の命名方法は一般的に、以前の戸籍

に登録された漢姓の後にミャオ族の自己と父の名をつづりつける。そして漢族の輩行制^{ix}命名法の影響を受けて、筆者の調査した「ガノウ」人（「短裙苗」）の村において、漢字姓名を命名するときに、一輩字は本来の親族単位「ゼ」を超えた全く血縁関係がない同じ漢姓の同世代に使用される場合もある。近年においては、漢字の名前を単字にする傾向が強い。にもかかわらず、村落社会において日常的な生活と家系を辿る場合は依然として、ミャオ族の父子連名に基づいている。このような二重的な姓名系統が並存するだけでなく、女性が家系の継ぎにはあまり役に立たないと認識されるために、両方の姓名系統に消極的に登録されているので、人口と家族の状況を精確に把握しようとする場合には、混乱をもたらしやすい。1931年に中華民国政府による「地方自治」において、戸籍の精察がまた主要内容の一つであった（『雷山県志』1992: 13）。それから、2005年において、全国ほかの地域と違う方法で写真づけの戸籍の再登録は実施され始めた。

2. 女性始祖と男性祖先の伝説^x及び木鼓

雷山県のミャオ族各支系の「チャンニュー」による「ノンニュー」という祖先祭祀行事の年分と手順はそれぞれ別々としていたが、各「チャンフォ」における「フォリ」（地方道理）によって、その行事につながる人類始祖の伝説には相違がある。しかしその中で、初めての人間としての「ジャンヤン」（漢訳「姜央」）は、蝶々の「メイパンメイリュウ」^{xi}（漢訳は「胡蝶媽媽」「ガノウ」人の中には、雌の燕と変形した場合もある）によって楓香樹から誕生した12個の卵の一つであり、男性であったと大筋共同に伝わる（『雷山苗学研究文集 第一集』2003）。「ガノウ」人（「短裙苗」）の場合には、「ノンニュー」という行事は1950年代以後ほとんど行われないため、村落における行事の状況は直接に観察できないが、現地知識人による報告では当時の行事の状況がそれぞれ語られている（李1991: 16-20, 『雷山苗学研究文集 第一集』2003: 170-174）。それから、隣接地域のミャオ族ほかの支系における「ノンニュー」の行事によって、当時の状況を対照できる（鈴木1999, 2002）。また、大筋に似ている始祖伝説については、次のような議論もある。「究極の祖先は胡蝶媽媽だが、女性の始祖であるとも言える」、そして「地元ではノンニューといって、漠然と始祖や祖先を祀る始祖と考えている」（鈴木2002: 58）。また、その伝説によって人間の祖先は木鼓「ニュー」から生まれるという。そして同じ親族単位「チャンニュー」における祖先祭祀は、「ノンニュー」（鼓を食べるという意味）と呼ばれ、行事において楓香樹或いは楠木で作った木鼓「ニュー」をめぐる展開される。そして「ノンニュー」が終わった後に洞窟で収蔵された木鼓「ニュー」の構成も一般的に二つで並んでおり（写真1）、現地の観念によれば、一つが雄性であり、もう一つが雌性であるという。

つまり、現地の研究者による解釈は、村落社会における儀礼の実践主体の間に、認識のキャップが見えてくる。また、伝説と木鼓を設置することでミャオ族の父系出自理念には一種の曖昧性が見えてくる。

3. 「ジャ」と女性と出自規制

また、「ガノウ」（「短裙苗」）支系の出自規制は基本的に男性祖先に基づいて辿るが、村落社会において「ジャ」^{xii}という異質な現象は存在する。「ジャ」というのは、「毒」と「毒的」を意味する。それから、西洋医の薬をも指す。「ガノウ」人の「短裙苗」の村において、「誰がジャをもつ」かあるいは「誰の家にジャがある」と言われる場合には、その人あるいはその家族が他人に有害で死を及ぼす神秘的な能力をもつことを意味する。そしてジャをもつ人は主として女性であり、そういう神秘力は、母親から継

承すると言われる。ジャをもつ家族の成員、特に女性は結婚する時に、ジャをもたない家族の人から忌避されるために、一般的にジャの家筋をもつ家族から相手を探すしかない。

「ジャ」が母系のラインとして継承されることは、「ガノウ」(「短裙苗」)社会にとってはその基本的な父系出自規制には、一種の逆転的な意味を付与することにほかにならないといえよう。

四．「ゼ」と橋、岩祀り、銅鼓との関連

1. 現地語文脈における「ゼ」

共同祖先を祭祀する「ノンニユウ」の行事が行われなくなって以来、「ガノウ」人(「短裙苗」)の社会において、村落範囲を超えた親族組織「チャンニユウ」は、クラン(clan)にあたり外婚集団と意識されている。一方で村落「ガン」の内部では、「ゼ」という親族の観念がある。現地語によれば、「ゼ」は世帯の居住単位や、家族も意味もする。「ガノウ」(「短裙苗」)の社会において、その家族形態は一夫一妻の拡大家族か核家族かの形をとり、跡継ぎは末子継承により、一般には家族の成員は3世代を超えない。それから、村落社会において、家族の上位の同族集団を指すのは、「ゼ」或いは「イファオゼ」という、「大きい家」の意味であり、リネージ(lineage)に相当する。それは、基本的に共同祖先によって認識されるが、大規模な「ゼ」は分節する場合があるため、村落において、同じ血縁としても、異なる「イファオゼ」の分節の「イジュゼ」に属するのは珍しくない。ただし、そういう場合の「ゼ」の分節は普段その範囲が明確にされていないが、儀礼によってその状況が顕在化する。また村では、「ゼ」の分節はいくつかの崇拝物に関わっている。

2. 「ゼ」と橋(デュウ)

①居住単位の「ゼ」と「ガブデュウ」

「ガノウ」(「短裙苗」)の家屋の敷居の内外或いは敷居を跨る地面には、子授け或いは病弱な乳児の健康のために、単数の枝を並列に埋める^{xiii}。埋められた枝の中で必ず真中の1本は外或いは内に伸びて並べる。それは、「ガブデュウ」と呼ばれ、「敷居橋」の意味である。子授けを願って「ガブデュウ」を設けた後に生まれた男の子には、「デュウ」という名前を付ける。村落において、男の子が多い家では、「ガブデュウ」を設けない場合もある。

「ガブデュウ」は、家族の健康と安寧豊穰につながると認識されるために、新嘗祭(吃新節)やお正月(苗年)や清明などの節日の時に祀る対象になる。「ガブデュウ」の祀りをうかつにすることは、家族に災いにもたらす原因の一つとなる。その場合には、アシャン(宗教的職能者)の占いによって判断し、「ガブデュウ」を祀らなければならない。

②村落における「ゼ」と実用の橋

「ガノウ」(「短裙苗」)の村において、男の子授けを願うには「ガブデュウ」を設ける以外に、実用の橋も作る。一般的に単数の杉の樹幹を使うが、石造とコンクリート造の場合に、橋面には「ガブデュウ」のように単数の枝を並列に埋める。それから、必ず橋の周りの1カ所に穴を掘って石を置いて、橋に関わる超自然的な崇拝物を設置する。それは、「プサ」(菩薩)或いは「ゼプサ」と呼ばれる。男の子授けの願いのために橋を作った後に生まれた男の子に「デュウ」か「ジュウ」か或いは「デー」かいずれ一つの異音を命名する。実用の橋は村落において、具体的な男性の一人につながり、その男性が健在な場合には彼の健康と幸福に関わる。死んだ男性につながる橋は、各レベルの「ゼ」の安寧豊穰に関わると認識され、

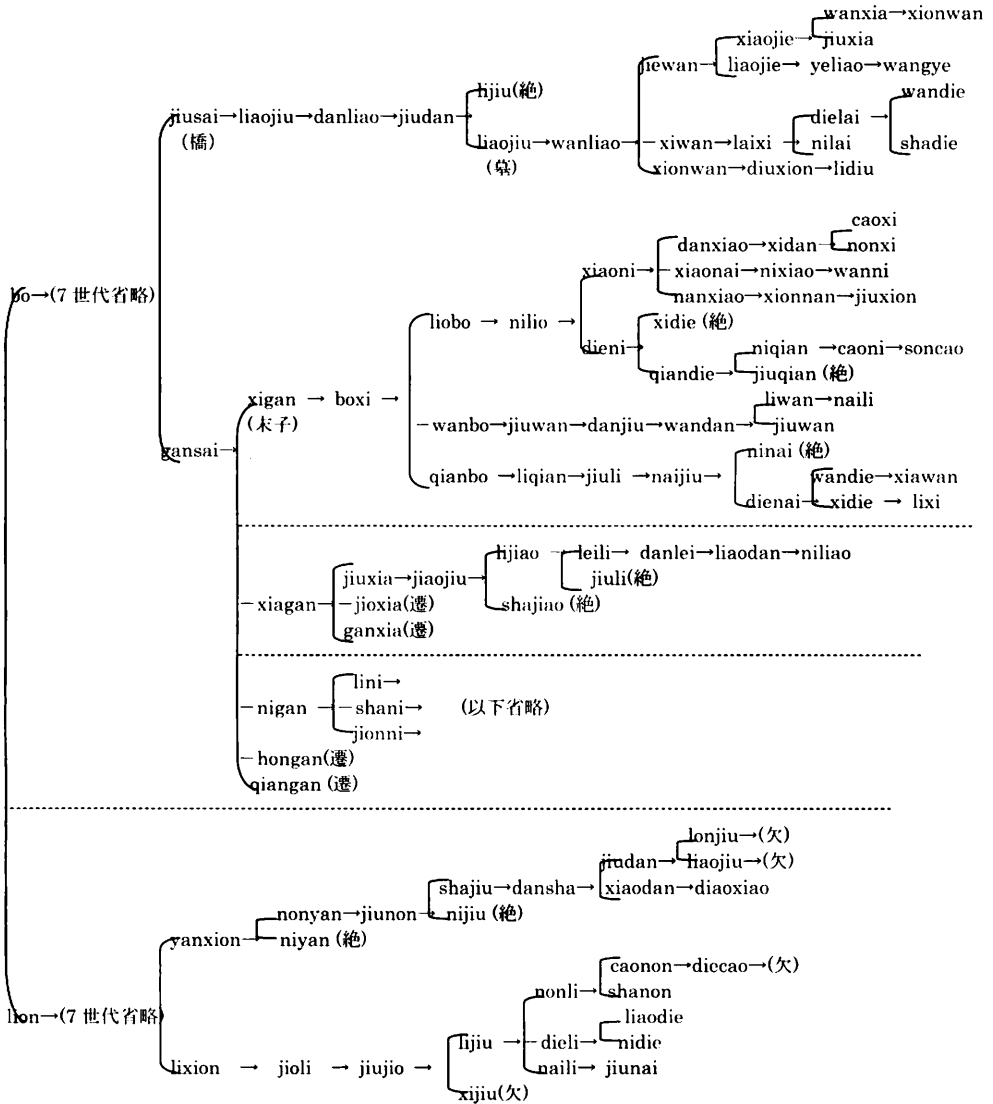


図 1 BM 自然村における李姓の「ゼ」とその分節

新嘗祭(吃新節)や清明節や苗年などの節日の時に祖先祭祀の場の一つになる。橋が具体的な男性祖先に繋がるために、文字をもたない「ガノウ」人(「短裙苗」)にとって、橋と橋参りは親族集団「ゼ」の分節に記憶の手段の一つとなる。

以下の図 1 は、ZL 行政村に属する BM 自然村における李姓の「ゼ」とその分節を表示している。

BM 自然村は、78 世帯が含まれ、全部漢姓の李の「ガノウ」人(「短裙苗」)の外婚制の村である。村人は二人の兄弟である祖先 lion と bo による継がれた四つ「ゼ」で構成される。その中で、lion という祖先による「ゼ」は分節していない。ボ bo の祖先による子孫は三つの「ゼ」に分けられている。本来シガン xigan という先祖による支系において共同的に祭祀する橋はないが、ジャンサイ jiusai という先

祖による支系の共同祭祀の橋を一緒に祀ることによって、一つの分節の「ゼ」になった。村人の話によれば、「ジャンサイ jiusai 支系の橋は、両ゼの畑を跨っているだから。もともとジャンサイ jiusai とガンサイ gansai 二人の先祖様は兄弟です」。

橋は、一般的に直系子孫による祖先祭祀の場所とするが、BM 自然村における漢姓李の「ゼ」の分節において、傍系と合併する一つの支系のゼが担い手となった。それから、村において、ゼの橋が記憶されるのは、10 世代以上のものは見られない。また、漢姓李の「ゼ」の場合において、シガン xiagan という祖先による分枝のゼが極めて小規模なことからみれば、ゼの分節の原則は各ゼの規模均衡のためではないかと考えられる。

3. 「ゼ」と岩石

崇拜物の一つとしての岩石は、「ガノウ」(「短裙苗」)の村においてよく見られる。本論の事例の ZP 村では、村全体による祀られる岩石は四つあるが、そのうちの三つが子授けのために、一つが耳の病を治すためである。子授けのためにその三つの岩石を祀った後に生まれた男の子は、「ギェ」という名づけをする。いくつかの岩石は具体的な先祖との関係によって、特定の「ゼ」と関わるようになる。岩石はその「ゼ」にとっては、新嘗祭(吃新節)やお正月(苗年)などの節日における祖先祭祀の場になる。ほかの村人には、宗教的職能者アシャンの占いなどの手段によって、災因と病因と判断される場合もある。また、特定の「ゼ」と関連する岩石の場合は、「ゼ」の分節と男子の養子取りと、関係がある。

以下は ZP 村^{xiv}における韓姓のゼの事例である。

ZP 村において、韓姓のゼは、村に移住してきたシアンドウ xiando とバンドウ pando という兄弟の先祖から受け継がれてきた。二人の兄弟の始祖以後二つに分けられるが、バンドウ pando 支系のゼは、シアンドウ xiando 支系のギェセ gyese を養子にすることによって続けられてきた。養子取りは、そのゼの一人の先祖ノンリ nonli による村内部の隣接の部分に移すに伴った。今は村二つの部分に別々分布するその二つのゼの間は、同祖観念が残っているが、日常生活において、葬儀や結婚式などの往来はしなくなっている。

先祖ギェセ gyese と岩石との関わりについて、ゼに属する人々は以下のように伝えている。

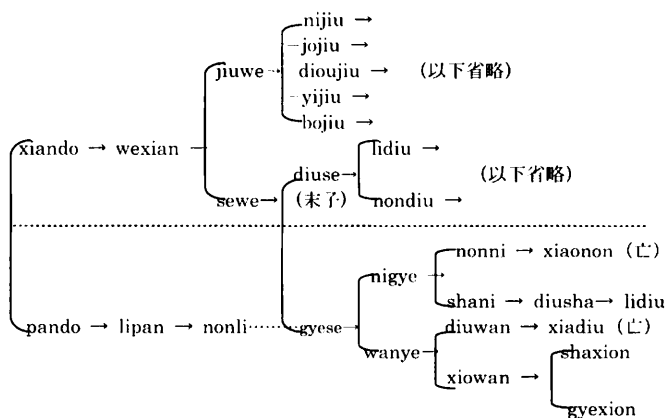


図2 ZP 村における韓姓のゼとその分節

「ある日、sewe お爺さんは山の斜面の畑に働いていた、突然、向こう側の山から大きい白鳥が彼に向けて飛んできて、ちょうど目の前の岩石の上に止まっていたんだ。その後、あの岩石を祀り始めて、一人の息子をギェと命名してあの岩石に捧げた。今は、われわれゼの子孫は祀るべき場所だ。」

しかし、現在韓氏のギェセ gyese のゼに属する岩石をめぐる村ではいろいろな動きがある。それについて、ゼの成員のノンリ nonli は次のように語った。

「もう何年間も祀っていなかったわ。関わったことが多かったからね。村外から嫁いできたあの女性のアシャンはさ、隣の QG 村の人に頼まれて、モガノォ^{xv}に行つてうちのあの岩石を見てしまったというの。QG 村の人はさ、家にきてお礼をして、うちのあの岩石に祀りたいだってさ、(土産は)全部僕に捨てられた。今は隣の QG 村にいる任氏のゼがこっそりと祀っているかも。」

岩石めぐる祭祀が隣の QG 村との葛藤を引き起こし、それがゼとの養子縁組と関係していることがわかる。岩石で命名を行い、養子縁組でゼの分節に関わった ZP 村における韓姓のゼの事例は、「ガノウ」(「短裙苗」)の社会における本来の岩石崇拜や公的約束を行う埋岩の習慣に対応していると見なせる。また、ゼに属する岩石をめぐる村外の親族集団との争いは、彼らの民俗的な災因観念や、村外婚制によって形成され村を単位とする親族の権力関係を関連している。

4. 「ゼ」と銅鼓

銅鼓は現代中国南西部のミャオ・ヤオ・スイ・トンなどの各民族に儀礼の道具として使用されている(『古代銅鼓学術討論会論文集』1982: 201-211, 鈴木・金丸 1985: 113-120, 鈴木 1995)。都柳江流域上流地区に居住する「ガノウ」(「短裙苗」)の地域においては、銅鼓の分布は現状として広くないが^{xvi}、ZP 村では、現在四つの銅鼓(写真 2)があつて祖先祭祀の儀礼と葬儀ではなく、ミャオ族のお正月(苗年)などの村の集団的行事の時に、村人の集団的舞踊の伴奏楽器として使われる。銅鼓はそれぞれの家で保存されるが、平日に随意に打つのは禁じられている。村では、銅鼓は昔の時に村に嫁いだお嫁さんの嫁入り道具として入ってきたと伝えられているが、ZP 村の場合には向姓のゼにしか所有しない。

以下の図 3 には、向姓のゼとその分節及び銅鼓の分布を表示している。

ZP 村において、「向」姓と「蔣」姓の親族集団は、村の開祖と伝承される。図 3 に表示したように、ZP 村に入ったのは qio という先祖からで、いままで 18 世代となった。shaqio という先祖による支系が一ゼとして、一人の先祖のミャオ名が jian として漢字「蔣」に誤って戸籍に登録された。また jieqiao による支系は nioko という先祖が村の内部で隣接したところに移住したに伴って二つのゼに分節した。現在、血縁関係をもつ三つのゼにおいて、benio の支系と ninio の支系の間に葬儀と結婚式などの往来が続いている。一方で shaqio の支系は、ほかの二つの支系とは葬儀の往来はあるが結婚式では交際をしない。

それから、四つの銅鼓は benio 支系における末子 danjiu の 4 人の息子のラインで均等的に所有しているが、そのうちの二つは、本来 benio 支系の長男 nioxion のラインが所有していたが、1950 年代の土地改革で地主の財産として没収され、末子 danjiu のラインに分配された。また、先祖 nioko 支系の長男 ninio→boli のラインにおいても昔は銅鼓をもっていたと伝えられるが、山賊によって奪われたという。ただし qio 先祖の末子 shaqio のラインにおいては、銅鼓をもっていたことを聞いていない。したがって、①銅鼓は、家の後継の象徴として本来の末子相続原則に従うのではなく、財産として均等的に息子に相続される。②銅鼓は、ZP 村における村の開祖の向姓のゼ以外、後に移住してきたほかの親族集団に

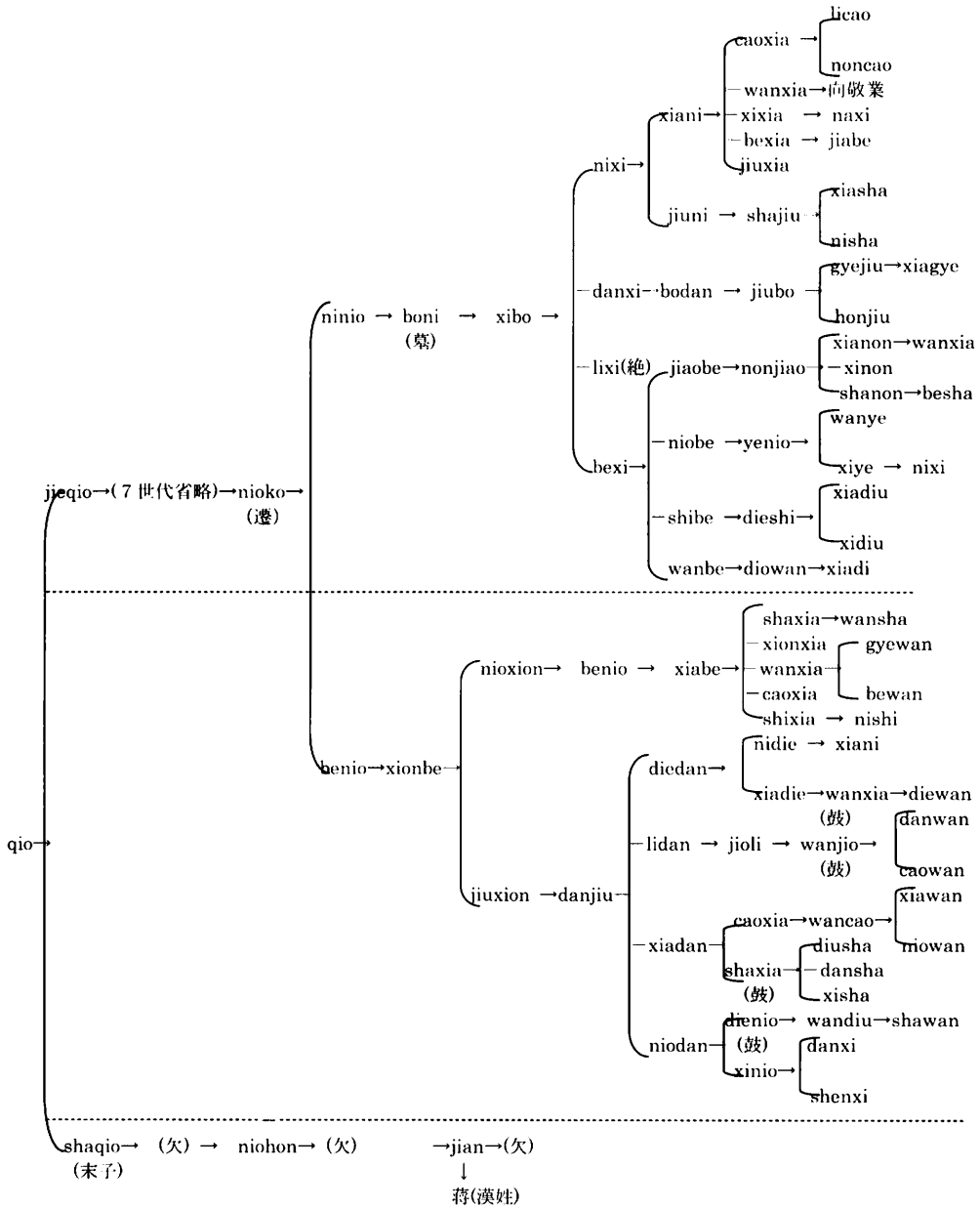


図3 ZP村における向姓のゼの分節と銅鼓の所有

において全く存在しなかったもので、嫁入りとして「ガノウ」(「短裙苗」)の地域に導入されるのは、歴史上の通婚関係に関わる現象であったと推測できる。

五. 祖先祭祀の現状

1. 日常生活と年中行事における祖先祭祀

①「ニャンダイ」

「ガノウ」人「短裙苗」の人々は日常の生活において、食事の前にご飯と肉を少しつまんで地面におき、或いは酒を少し地面にまいて、祖先に先に召し上がるよう進めて祖先への敬意を表す。それを、「ニャンダイ」という。「ニャンダイ」は、毎年の農作業が始まる前、そして新嘗祭(吃新節)やミャオ族のお正月(苗年)においては、茶碗で糯米のご飯と肉及び酒を盛って地面並んで線香(ヤン)と紙銭(ドォソウ)を燃えて祖先に捧げるのが正式である。

②橋参り、岩石祀り及び墓参り

「ガノウ」人(「短裙苗」)は、毎年の夏歴^{xvii} 8月の卯の日に新たな収穫を願って、先祖と一緒に祝いする意味で行事を行う。先祖を祭る場所は、各居住単位のゼが各自で家屋の敷居地面で「ガブデュウ」を行い、直系の先祖に属する橋或いは合意した共同祭祀の橋でも同様である。供え物としては、雄鶏、米、酒、線香、ドォソウと、白紙と紅紙で作った花枝が必要である(写真3)。現地語によれば、「ハデュウ」という。また、ゼに所有する岩がある場合は、その岩にも以上のような供え物を捧げる(写真4)。現地語で「ハギェ」という。

旧歴10月の辰の日(「ノンニャゲ」という)から始まる「ガノウ」人(「短裙苗」)のお正月(苗年)^{xviii}は、連続的に11月の卯の日(「ノンニャディアン」という)と12月30日の春節(「ノンニャディオ」という)の行事において、前述したような「ニャンダイ」と橋参り「ハデュウ」及び岩祀り「ハギェ」の祖先祭祀を、必ず各居住単位のレベルのゼにおいて行う。

また、毎年の公歴4月において、墓参りは行う。現地語で言えば、「タバニャン」である。その行事は、村全体において同祖の観念を持つ各分節に含まれたゼによって同時に行うか、或いは同祖観念に基づいたゼの下における分節単位で各自にするか、決まったパターンはない。前者の場合は、一般的にゼの分節における各支系のごとに、父母と同居する末子の家を代表とする。いずれも、行事の際、豚一頭或いは二頭それから雄鶏、魚、糯米ご飯、酒を用意して、共同の祖先の墓地を参りめぐって、線香とドォソウを燃やして、墓地の近所で家畜をつぶして祖先に捧げた後に、参加者は一緒に歌ったり踊ったりしながら宴会を行う。本来「ガノウ」人(「短裙苗」)において、死者が出た後3年以内には、毎年の4月に豚をつぶして村の同族のゼと姻族の親類による墓参り「タバニャン」を行う習慣がある。3年以後は、鶏、鴨、魚でよく、同族や分節のゼによる「タバニャン」は、必ず毎年行うとは限らない。

2. 「ノンニョウ」儀礼の復興にむいて

前述したように、「ガノウ」人(「短裙苗」)の地域を含む、「ノンニョウ」の儀礼は、生産道具としての水牛が大量に殺戮して農業生産を破壊するという理由で、1950年代に事実上は政府によって禁じられた。1979年からの改革開放に伴って、ほかのミャオ族の地域において、父系リネージの残存を核として変貌しながら祖先祭祀が復活し始めた。「ガノウ」人(「短裙苗」)の地域では、父系出自に基づいた親族組織ゼは村落社会に根強く残しているが、村人がいろいろと努力しても、「ガノウ」人(「短裙苗」)にとって最大の祖先祭祀の儀礼「ノンニョウ」は実現できていない。

それについて、昔「ノンニョウ」行事における「フニョウ」の役を務めたZP村の張氏と語した。彼に

よると、「ノンニウには家ごとに1頭以上の水牛をつぶすので大変で、現在では不可能かもしれない」と悲嘆する。これに対して、分節したゼの「イジェゼ」で水牛1頭ぐらいで大丈夫かと聞いたら、「婿さんと(父方の)おばさんが来れば皆に脚付けの水牛肉1枚をお礼にしないといけないので、家ごとに1頭でも足りないかもしれない」と答えた。また、ほかのミャオ族支系のように豚に変えたらどうかと聞くと、「先祖には畑の仕事があるよ」と答えた(あの世では水牛に助けてもらって耕作するということ)。つまり、「ガノウ」人(「短裙苗」)の認識では、死んだ祖先も生者のように農業生産を営んでいる。もともと「ノンニウ」の行事において、水牛をつぶすのは彼らによって水牛を祖先に捧げるという意味である。それから、「ノンニウ」の行事を通して、父系リネージの「ゼ」と村の範囲を越えたクラン「チンニウ」における成員の統合を再確認し、同時に通婚集団との連携を強調する。しかし、近代から始まった国家政策の主導による開発と国際的支援によって、「ガノウ」人(「短裙苗」)の村落社会に定期市、簡易な道路がいかれ電気及び水道などが整備され、貨幣経済の発展に伴って水牛などの家畜は、昔のように生産と儀礼の道具であるというよりも、主要な現金収入源となっている。また、土地所有の変化によって、村から儀礼における費用の源泉の一部を提供する畑の生産物の分配は、現在で実現することは困難である。

六. 総 括

以上のように、中国貴州省東南部におけるミャオ族の一支系である「ガノウ」人(「短裙苗」)の親族組織と祖先祭祀について、「国家無き社会」段階を含む歴史的な文脈に基づいて考察した。最初に親族イデオロギーとしての父系出自理念が、父子連名と漢字姓名という二重的な姓名系統の並存状態として捉え、「ガノウ」人の共同の始祖伝説と祖先祭祀における木鼓の意味を探求し、ミャオ族社会に普遍的に存在する「ジャ」の現象が「ガノウ」人の社会では母系的に継がれているという特徴を指摘して、全体像を呈示した。次に、村落社会における親族組織「ゼ」とその分節について、現地語文脈における「ゼ」の意味と、関連する崇拜物や儀礼の道具との関わりを、具体的な事例を通して説明した。更に、日常生活と年中行事における祖先祭祀の状況を概述して、地域の社会関係の文脈で「ノンニウ」という祖先祭祀の儀礼の復活ができないことの原因を提示した。

本論では、理論的な設定は二つの認識に基づいている。一つは、人類学の研究において如何に「歴史」を認識するかについてである。本論文の場合には具体的に、「ガノウ」人(「短裙苗」)の支系の親族組織「ゼ」における現状と変動を理解するにあたって、関連する「歴史」をどのように「地方史」(或いは「地域史」と「村落史」)の材料を運用し構築するかについてである。本論は「ガノウ」人の親族組織の歴史の変容過程の研究ではないが、現時点での状況を広義的な社会変化の文脈の中に位置づけ特に国家との関わりを考察した。国家制度の変貌と関連する社会変動を視野に入れ、国家制度の一部である「地方誌」に関する「事件」と「制度」などの記載を歴史的材料の源泉の一つとして利用した。村落社会における口頭伝承と父子連名制度そして信仰や儀礼などの行為は、現地人「主体」による「過去」に対する記憶と表象である。

また、本論では、ミャオ族の一支系である「ガノウ」人(「短裙苗」)の社会での「チンニウ」と「ゼ」は、クランとリネージとして把握できるが、彼らの独自の社会変動の過程に伴う、「個別的」な語りや儀礼などの行為による理解ないし説明には、変革の主体でありかつ自らが変革していくようなエージェント Agent^{xix} としての個人が担い手としているのであろう。今後は、「個人」の視点を入れ込みつつ、



写真1 洞窟に保存されている木鼓

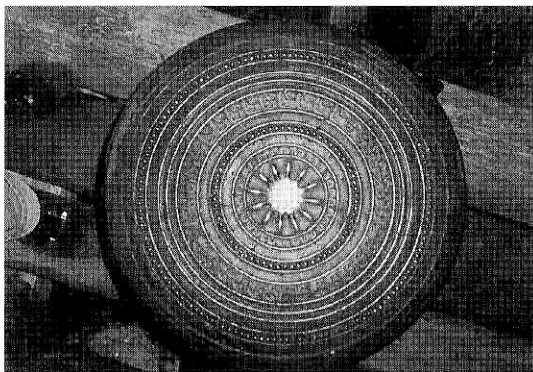


写真2 ZP 村向氏のゼに所有する銅鼓



写真3 新嘗祭における橋参り

「ガノウ」人の「チンニュー」と「ゼ」に関する一連の個人の行為を、歴史的な変動にからめて、社会実践として考える方向性を模索したい。



写真4 ゼに所有する岩石

注

- i 本論で扱われたミャオ族の一支系である「ガノウ」人の地域の状況と少し違って、1400年から1800年の間、中国南西部辺境(今日の貴州、雲南、及び四川省南部)は、承知少なく貧困な「半縁辺」地区として、中国王朝国家の不可欠の一部になった。該当地域全体的における国家による認定する非漢族或いは漢族のリーダーいわゆる「土司」段階(元王朝1271-1368, 明王朝1368-1644)と、国家による指定される行政事務官の段階(明王朝晩期と清朝1644-1912)について、Herman(2006: 135-168)の研究に参照。
- ii 中国貴州省東南部に分布するミャオ族の一支系であり、詳細については、(清)陳浩(李漢林2001), 李廷貴(1991), 陶冶(2005)を参照できる。「ガノウ」と自称するミャオ族の支系は、その人口が貴州省東南部で約20万以上であり、「短裙苗」以外にほかの支系も含まれる。本研究の調査対象となったのは「ガノウ」人の下部支系であり、人口は5万人未満という。それから、本論において、地域の社会変動の把握するために取り扱う地方史(誌)資料では、該当地域に住居するミャオ族のほかの支系に関連するところは多数である。
- iii 雷山県全域で、雷公山と丹江河地区も含まれる。
- iv 貴州省東南部苗族の社会組織における「議榔」,「理老」に関して、鈴木・金丸(1985: 78-82)に参照。
- v 本論で取り上げたZP村には最後に1904年「ゴウラン」の行事があった。参加したのは何十個の村であり、「ガノウ」人以外にミャオ族のほかの支系や漢民族の人々も含まれる。その内容は①山賊になるのは禁止②窃盗禁止③械闘禁止などである(苗族社会歴史調査三1986: 222)。当時埋められた岩石は、1960年代の文化大革命の時期に破壊されたが、その残骸は現在見出せる。隣接地域のミャオ族ほかの支系による埋岩の習俗について、他の研究(鈴木1999)は参照できる。
- vi 「ガノウ」人の「アシャン」について、陶冶(2005)に参照
- vii 本論の事例の一つであるZP村では、生産道具としての水牛を保護する理由で国家政策によって、その最後の行事が1953年に行われた(苗族社会歴史編写組1986)。
- viii 本論で扱われたミャオ族の一支系である「ガノウ」人の地域の状況と少し違って、1400年から1800年の間、中国南西部辺境(今日の貴州、雲南、及び四川省南部)は、承知少なく貧困な「半縁辺」地区と捉えられた。該当地域全体的における国家による認定する非漢族或いは漢族のリーダーいわゆる「土司」段階(元王朝1271-1368, 明王朝1368-1644)と、国家による指定される行政事務官の段階(明王朝晩期と清朝1644-1912)について、Herman(2006: 135-168)の研究に参照。
- ix 各世代は二字の名前において前の一字が決められるという命名法である。その字は、輩字といい、人の親族組織の中におけるどの世代に属する印である。
- x 貴州省東南部苗族の人類起源と祖先伝説について、鈴木・金丸(1985: 105-108)に参照。
- xi ガノウ人の觀念において精霊などの超自然的な存在が性別づけで認識されている。陶2005に参照。
- xii いわゆる「蠱」,「憑きもの」である。ほかには多数の研究がある(凌・芮1947, Diamond 1988, 1995, 曾1991, 翁1996)。

- xiii 佐野(1990)による隣接の台江县ミャオ族のほかの支系に基づいた調査が参照できる。
- xiv ZP村では、290世帯村があり、隣接の二つの部分で構成する。村における家族は漢姓によれば、向、蒋、白、張、韓、莫、王、姚という八つの姓はあり、「王」姓と「姚」姓の世帯主の家族だけが漢族であり、全人口の内「ガノウ」人「短裙苗」は95.8%を占める。ZP村は血縁関係ない複数なせによる大規模な集落であるが、村的外婚制はとる。同世代の人は、異なる漢姓やせに属しても兄弟と認識している。
- xv 宗教的職能者がトランスの状態を通して行う占い方法の一つである。陶(2005)に参照。
- xvi 1960年代頃に該当地域で博物館に収蔵されたのは二つあった。現在二つの村であわせて五つ残している。
- xvii ガノウ人の現行の暦法では、公暦と旧暦以外、太陽暦と太陰暦を合用して自分の枝と星宿を組み合わせる方法も残されている。それについて、他の論文で詳細に説明する。
- xviii 2003年において、ミャオ族のお正月(苗年)の期日について現地で激烈な論争があった。結局は観光開発のために、県政府による「雷山苗年文化節」の名義で公歴11月11日-20日に統一されたが、村落では依然として伝統的な期日で行事を行う。それから、貴州省東南部苗族のお正月の行事と祖先祭祀について、鈴木・金丸(1985: 30-36)に参照。
- xviii 「Agent」と「Agency」という分析概念を強調する人類学研究において、文化と社会行為の構造(及びシステム)のモデルが人間自身の構築を通して従事と参加する存在ではないと主張し、それを抽象ないし作り出すことが強く拒否する傾向はある。そのアプローチの多くは、主体/客体の二分法に基づいて主体的な適応と戦略を重点に置く。ただし、近年の関連する人類学研究は、その主体/客体と自己/他者の区分から脱退し、もっと多様な解釈と個体による創造的な社会实践を焦点に当てることが現れる(Bartfield, 1997: 4)。

参考文献

- 上野和男 1997「中国西南部における父子連名制と家族組織」『国立歴史民俗博物館研究報告 第70集』
- Evans-Pritchard, E. E. (向井元子訳) 1978 (1940)『ヌアール族』岩波書店
- 佐野賢治 1990「橋の象徴性」『民俗学の進展と課題』竹田 且編 国書刊行会
- 鈴木正崇 1985『中国南部少数民族誌—海南島・雲南・貴州』三和書房
- 1995「銅鼓の儀礼と世界観についての一考察—中国・広西壮族自治区の白褲ヤの事例から」『史学』第64巻3/4号, pp. 13-31 三田史学会
- 1999「祖先祭祀の変容—中国貴州省苗族の鼓社節の場合」宮家 準(編)『民俗宗教の地平』春秋社
- 2002「死者と生者—中国貴州省苗族の祖先祭祀—」『日吉紀要 言語・文化・コミュニケーション』No. 29
- 鈴木正崇・金丸良子 1985『西南中国の少数民族—貴州省苗族民俗誌』古今書院
- 瀬川昌久 2004『中国社会の人類学—親族・家族からの展望』世界思想社
- 曾 士才 1991「苗族の〈憑きもの〉に関する覚書」『中国の歴史と民俗』第一書房
- 陳 其南 1990「房と伝統中国家族制度」橋本 満・深尾葉子編『現代中国の底流』行路社
- 陶 冶 2005「ミャオ族村落社会における二種類の宗教的職能者—中国貴州省東南部等雷山県の事例」『人間と社会の探求 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』第59号
- 田中真砂子 2004「単系出自集団論」『文化人類学文献事典』小松和彦[他編] p. 797, 弘文堂
- Fortes, M. 著/田中真砂子編訳 1980『祖先崇拜の論理』ペリカン社
- Freedman, M. (末成道男他訳) 1991 (1958)『東南中国の親族組織』弘文堂
- Hill, A. M. 2004 Provocative Behavior: Agency and Feuds in Southwest China, *American Anthropologist*, Vol. 106, No. 4, the American Anthropology Association.
- Diamond N. 1988 The Miao and poison: interaction on China's frontier, *Ethnology* 27(1): 1-25.
- 1995 Defining the Miao: Ming, Qing and contemporary view, in S. Harrell, ed. *Cultural encounters on china's ethnic frontiers*, pp: 92-116. Seattle: University of Washington Press.
- Holy, L. 1996 *Anthropological Perspectives on Kinship*, Pluto Press.
- Cohen, M. L. 2005 *Kinship, Contract, Community, and State*, Stanford University Press.
- Ebrey, P. and Watson, J. Eds. 1986 *Kinship organization in late imperial China, 1000-1940*, Berkeley: University of California Press.
- Crossly, P. K., Siu, H. F., and Sutton, D. S. (Eds.) 2006 *Empire at the Margins: Culture, Ethnicity and Frontier in Early Modern China*, University of California Press.

- Barfield, T. (Ed.) 1997 *The Dictionary of Anthropology*, Blackwell Press.
- 岑 秀文 1993『苗族』民族出版社
- 李 漢林 2001『百苗図校釈』貴州民族出版社
- 李 廷貴 1991『雷公山上的苗家』貴州民族出版社
- 雷山県志編纂委員会編 1992『雷山県志』貴州人民出版社
- 雷山県苗学研究会編 2003『雷山苗学研究文集 第一集』
- 雷山県政協文史資料委員会編 2005『雷山県文史資料之六 悠悠岁月』
- 凌 純声・芮 毅夫 1947『湘西苗族結查報告』商務印書館
- 廷 貴・酒 素 1981「略論苗族古代社会調構の三根支柱」『貴州民族研究』1981(4) pp. 42-47
- 苗族社会歴史編写組編 1986『苗族社会歴史調査 (三)』貴州民族出版社
- 翁 乃群 1996「蟲, 性和社会性別」, 『中國社会科學季刊』(香港) 秋季卷, 總第 16 期
- 伍 新福 2000『苗族文化史』四川民族出版社
- 徐 晓光 (他編) 2000『苗族習慣法研究』华夏文化芸術出版社
- 殷 永林 2001『苗族-金平銅廠郷大塘子村』雲南大学出版社
- 張 永祥主編 1990『苗漢詞典 (黔東方言)』貴州民族出版
- 中国古代銅鼓研究会編 1982『古代銅鼓学術討論会論文集』文物出版社